

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月

和歌山市人事委員会



和市人委第118号
令和3年10月19日
(2021年)

和歌山市議会議長 吉本昌純様
和歌山市長 尾花正啓様

和歌山市人事委員会

委員長 水野八朗

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1
のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望
します。

目 次

別紙第1 報告

1	職員の状況	1
2	民間給与等の調査	1
3	職員と民間従業員との給与比較	3
4	物価及び生計費	4
5	人事院の報告及び勧告	5
6	むすび	5

別紙第2 勧告

10

資料

1	職員給与関係	11
2	民間給与関係	17
3	労働経済指標関係	34
4	生計費関係	36
5	人事院の報告及び勧告	37

(給与勧告の骨子・公務員人事管理に関する報告の骨子・国家公務員の育児休業等に関する法の改正についての意見の申出の骨子)

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与、その他職員の給与等を決定する諸条件について継続的に調査・研究を行っている。

その概要は、次のとおりである。

1 職員の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日現在における職員（技能労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）の給与等の実態について把握するため、「令和 3 年職員給与等実態調査」を実施した。

職員の本年 4 月現在における総数は、2,248 人であり、その従事する職務の種類に応じて、それぞれ行政職給料表、教育職給料表、消防職給料表、医療職給料表、福祉保健職給料表の 5 種 7 給料表の適用を受けている。

このうち民間給与との比較を行っている一般行政職の職員の数 は 1,335 人、平均年齢は 42 歳 9 月、学歴別構成比は大学卒 74.8%、短大卒 11.0%、高校卒 14.2% である。

また、一般行政職の職員の本年 4 月における平均給与月額 は、給料 327,243 円、扶養手当 9,527 円、地域手当 21,032 円、その他 16,714 円、計 374,516 円である。（資料 1 職員給与関係 第 1 表 12・13 頁）

2 民間給与等の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、市内における企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 62 事業所について、人事院、和

歌山県人事委員会等と共同で「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。

なお、本年は、昨年と同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び研究員、教育関係等32職種について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査している。

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給等の状況を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査している。

主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

新卒者の採用を行った事業所は、大学卒で37.8%（昨年37.8%）、高校卒で25.7%（同13.9%）となっており、そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で26.5%（同33.1%）、高校卒で23.9%（同35.1%）となっている。

一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で73.5%（同66.9%）、高校卒で76.1%（同64.9%）となっている。

（単位：％）

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	37.8	(26.5)	
高校卒	25.7	(23.9)	(76.1)	—	74.3

（注）（ ）内は、採用がある事業所を100とした割合である。

(2) 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアッ

プを実施した事業所の割合は16.7%（昨年30.5%）、中止した事業所の割合は23.5%（同12.1%）となっている。また、ベースアップの慣行のない事業所の割合は59.8%（同57.4%）となっている。

（単位：％）

役職 段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	16.7	23.5	—	59.8
課 長 級	13.0	17.2	—	69.8

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は94.9%（昨年85.3%）となっている。

（単位：％）

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
			定期昇給実施	増 額	減 額		
係 員	94.9	94.9	17.4	8.0	69.5	0	5.1
課 長 級	86.1	86.1	16.7	9.1	60.3	0	13.9

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員と民間従業員との給与比較

(1) 月例給

前述の「令和3年職員給与等実態調査」及び「令和3年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては一般行政職の職員、民間従業員にあつてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与月額を対比させ、ラスパイレス方式による比較を行った。

比較の結果、較差を算出したところ職員の給与が民間給与を1人当たり平均28円（0.01%）上回っていた。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B）
373,477円	373,505円	△28円（△0.01%）

（注） 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

（2） 特別給

民間における賞与等の特別給の支給状況については、次表に示すとおりであり、所定内給与月額の4.32月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.45月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.13月分上回っていた。

平均所定内給与	下半期（A ₁ ）	344,445円
	上半期（A ₂ ）	353,425円
特別給の支給額	下半期（B ₁ ）	679,216円
	上半期（B ₂ ）	830,217円
特別給の支給割合	下半期（B ₁ ／A ₁ ）	1.97月分
	上半期（B ₂ ／A ₂ ）	2.35月分
	計	4.32月分

（注） 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは令和3年2月から同年7月までの期間をいう。

4 物価及び生計費

総務省による本年4月の消費者物価指数は、前年同月と比べ、本市では0.1%上昇しており、全国では0.4%下降となっている。

また、本委員会が総務省による家計調査を基礎として算定した、本市における本年4月の標準生計費は、2人世帯で149,145円、3人世帯で161,490円、4人世帯で173,840円、5人世帯で186,199円となっている。（資料 3 労働経済指標関係 第12表 34・35頁、4 生計費関係 第13表 36頁）

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月10日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告及び勧告をするとともに、公務員人事管理について報告を行った。（資料 5 人事院の報告及び勧告 37頁）

6 むすび

本年の職員の給与の決定に関係のある基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

月例給については、本年4月時点で比較した職員の給与が民間給与を28円(0.01%)上回る結果となっている状況である。

特別給（期末手当・勤勉手当）については、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数（4.45月）が市内民間事業所の賞与等の支給月数（4.32月）を0.13月上回っている状況である。

本委員会としては、これらの調査結果及び給与改定に係る国等の状況を総合的に勘案した結果、職員の給与等について次のとおり取り扱う必要があると判断する。

(1) 職員の給与改定

ア 月例給

本委員会としては、職員と民間給与の較差が極めて小さく、均衡していることから、月例給の改定を行わないことが相当であると考えます。

イ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮し、年間支給月数を0.15月分引き下げる必要がある。

なお、支給月数引下げ分の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、人事院の勧告に準じた改定をすることが相当である。

ウ 実施時期

この改定は、勧告を実施するための条例の公布の日から実施する。

(2) 人材の確保・育成

社会全体のグローバル化やデジタル化が急速に進む中、様々な行政課題や社会環境の変化に対応するためには、デジタル職を含めた優秀な人材の確保や育成が不可欠である。しかしながら、近年の若年人口の減少に加え、就業意識の多様化などを背景に、人材の確保が厳しくなり、課題となっている。特に技術系に関しては、官民を問わず人材獲得競争が激しいため、人材の確保が急務となっている。

本委員会では、多様で幅広い人材を確保するため、広報・啓発活動としてデジタル化に対応したオンライン公務員業務説明会やSNS等を活用した情報発信を強化している。また、コロナ禍の中で受験者が安心して受験できるようWeb会議システムを利用した面接についても本年度から実施している。今後も、効果的な方策を進め、試験方法についても研究していく。

また、人材育成については、職員のキャリア形成や専門性向上を意識した人事配置とOJTの実施及び適正で公平な人事評価制度を活用することが重要であり、幅広い視野と高いマネジメント能力を有する職員の育成が必要である。

(3) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の労働意欲や活力の維持、人材の確保、

さらには職業生活と家庭生活の両立支援に密接に関連する事項である。

そのため、任命権者においては、時間外勤務の上限時間を設定し、上限時間の多い部署に対するヒアリングや、時間外勤務状況のグラフ化の提示、定時退庁促進日の実施徹底などを行い、削減に努めているところである。

令和2年度においては、令和元年度比で時間外勤務が、年間360時間超の職員数は減少しているが、年間720時間を超える職員や月100時間以上の時間外勤務を行っている職員が存在している。

長時間労働は、業務の効率を低下させ、職員の心身の健康に悪影響を及ぼすことから、管理職員は、業務の効率化に一層努めるとともに、職員の勤務実態を把握し、時間外勤務の適正管理及び削減に取り組まなければならない。

また、他律的な業務の比重の高い部署の指定については、業務内容や業務量、勤務実態等を十分に把握し、精査した上で決定することが必要である。

イ 仕事と家庭の両立支援

任命権者においては、和歌山市特定事業主行動計画を策定し、女性の活躍を推進するための施策の実施や子育てしやすい環境整備、また、和歌山市男性子育て推進事業など様々な取り組みを行っている。

その中で、令和2年度職員の年次有給休暇の状況は、令和元年度と比べて、平均使用日数は、10.6日から11.2日へと微増であり、目標値の13日を下回っている。

また、令和2年度の男性育児休業取得率は、2.6%から18.9%へと上昇し、目標値の13%以上となっているが、取得期間1カ月未満の職員が過半数を占めている状況である。

今後も、職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備、新しい生活様

式に応じた、多様で柔軟な働き方ができる職場環境づくりに一層努め、育児に係る休暇制度や勤務制度などについて、定期的に情報発信や研修を行い、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組まなければならない。

一方、昨年、国の「少子化社会対策大綱」において、不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備を推進することが掲げられ、民間企業においては取組みを促進するための各種施策が講じられている。

不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、公務においても必要性は高いと考えられることから、職員の不妊治療休暇の新設を含め検討が必要である。

ウ 会計年度任用職員の適切な処遇の確保

行政ニーズの多様化や複雑化に的確に対応するため、本市においても、様々な職種の会計年度任用職員が任用されており、市政運営の推進に寄与している。

会計年度任用職員が、十分に意欲と能力を発揮できるよう、職務の内容や責任など常勤職員との権衡等を考慮しながら、引き続き適正な任用、給与及び勤務条件等の確保に努めていくことが重要である。

また、妊娠、出産、育児等のライフイベントが生じることは常勤、非常勤といった勤務形態で変わるものではないことから、休暇、休業等に関する措置を一体的に講じるよう検討されたい。

(4) 新型コロナウイルス感染症等の対応に係る取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や大規模災害に対応するため、テレワークや分散勤務など、職員が安全かつ安心して働くことのできる環境づくりや職員の健康管理上の配慮等を行わなければならない。

また、これを契機として、社会全体の迅速なデジタル化が強く要請さ

れることとなり、本市においても本年4月にデジタル推進課が組織された。

今後は、より豊かな市民生活の実現と持続可能な行政運営体制の構築のため、本市全体でデジタル化を進めていく必要がある。

(5) 定年の引上げ

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢層職員に最大限活躍してもらうため、定年を段階的に65歳に引上げる「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が本年6月に成立し、地方公務員法についても同様の改正が行われ、令和5年4月から施行されることとなった。

定年の引上げに当たっては、既存の再任用制度、新規採用職員の確保など、長期的な視点に立った職員の定員管理と職務給の原則に基づく給与制度について十分な検討を行い、若手及び中堅職員も含めた組織全体としての活力の維持向上に努めていくことが重要である。

今後も、国・他の地方公共団体の動向に注視しつつ、本市の実情も踏まえ、関係者の意見を聴きながら、必要な準備を進めていかなければならない。

—おわりに—

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものである。

民間準拠を基本として市職員の給与を決定する仕組みは、長期的視点から見ると市民の支持を得られる給与水準を保障するとともに、公務における労使関係の安定、公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、今後とも、勧告制度の意義、役割を十分認識して対処されることを要請する。

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

期末手当及び勤勉手当については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

資 料

1 職員給与関係

令和3年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与等の実態を把握するため、令和3年4月1日を基準日として、職員の給与等について調査したものである。

(2) 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に該当する職員は、調査から除外した。

【調査対象外職員】

- ・技能労務職員
- ・企業職員
- ・臨時的任用職員
- ・会計年度任用職員

(3) 調査事項

4月分給与月額、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

ただし、再任用職員、任期付職員については、給料表別、級別職員数等の職員数のみ調査した。

なお、休職者、停職者等に対し、給与の減額等がなされている場合は、その者に本来支給されるべき給与の月額によることとした。

第1表 職員の給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	平均給与月額				
		給料	扶養手当	地域手当	小計	その他の手当
全	人 2,248	円 325,878	円 9,777	円 20,805	円 356,460	円 13,893
行政職給料表	1,452	325,737	9,313	20,890	355,940	16,339
一般行政職	1,335	327,243	9,527	21,032	357,802	16,714
教育職給料表(1)	49	343,503	10,561	21,432	375,496	15,571
教育職給料表(2)	29	379,752	15,845	25,954	421,551	37,683
教育職給料表(3)	40	334,658	6,625	21,488	362,771	22,003
消防職給料表	386	336,270	15,653	21,452	373,375	8,271
医療職給料表	3	458,662	5,500	62,507	526,669	273,900
福祉保健職給料表	289	301,718	4,003	18,367	324,088	5,829

(注) 1 教育職給料表(1)～(3)の給料には教職調整額を、医療職給料表の給料には給料の調整額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当等である。

3 構成比については、四捨五入の関係で合計が100とならない場合がある。

合 計	平 均 年 齡	平均経 験年数	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比	
			大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	男 性	女 性
円 370,353	歳 月 41.08	年 月 19.06	% 68.4	% 14.4	% 17.2	% —	% 67.9	% 32.1
372,279	42.07	20.03	74.7	11.0	14.3	—	71.7	28.3
374,516	42.09	20.05	74.8	11.0	14.2	—	72.8	27.2
391,067	39.05	16.00	98.0	—	—	—	67.3	32.7
459,234	43.09	20.01	96.6	3.4	—	—	72.4	27.6
384,774	39.08	17.08	55.0	45.0	—	—	5.0	95.0
381,646	40.02	19.05	41.6	13.0	45.4	—	98.2	1.8
800,569	46.02	20.00	100.0	—	—	—	66.7	33.3
329,917	39.04	16.11	65.4	32.9	1.7	—	16.6	83.4

第2表 給料表別、級別職員数等

行政職給料表					一般行政職				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数	級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月	計	人	円	歳月	年月
	1,452	325,737	42.07	20.03		1,335	327,243	42.09	20.05
1	132	195,554	27.02	4.09	1	120	194,943	27.02	4.09
2	176	224,656	30.05	7.10	2	159	224,811	30.06	7.10
3	191	256,686	34.01	11.09	3	170	256,869	34.02	11.10
4	241	325,935	42.09	20.07	4	218	326,250	42.09	20.07
5	302	365,372	46.06	24.02	5	282	365,383	46.06	24.02
6	270	401,653	51.10	29.08	6	252	401,779	51.11	29.08
7	97	427,433	56.11	34.08	7	92	427,424	56.10	34.07
8	31	449,852	57.07	35.02	8	30	449,570	57.06	35.01
9	12	487,050	56.08	33.11	9	12	487,050	56.08	33.11

教育職給料表(1)				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月
	49	343,503	39.05	16.00
1	—	—	—	—
2	47	339,237	38.09	15.04
3	1	*	*	*
4	1	*	*	*

教育職給料表(2)				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月
	29	379,752	43.09	20.01
1	—	—	—	—
2	5	340,960	37.06	14.00
3	24	387,833	45.00	21.04

教育職給料表(3)				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月
	40	334,658	39.08	17.08
1	—	—	—	—
2	28	309,032	35.02	13.03
3	12	394,450	50.02	28.00

消防職給料表				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月
	386	336,270	40.02	19.05
1	35	200,460	23.00	3.05
2	23	231,513	26.03	4.11
3	32	258,431	30.11	10.00
4	77	294,899	35.02	14.04
5	83	354,951	41.00	19.10
6	92	409,789	49.10	28.11
7	32	432,838	53.02	33.03
8	6	444,900	57.03	37.03
9	5	460,800	58.09	38.05
10	1	*	*	*

(注) 調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、「*」としている。(以下本表において同じ)

医療職給料表				
級	職員数	平均給料 月額額	平均年齢	平均経 験年数
計	人 3	円 458,662	歳月 46.02	年月 20.00
1	1	*	*	*
2	1	*	*	*
3	1	*	*	*
4	—	—	—	—

福祉保健職給料表				
級	職員数	平均給料 月額額	平均年齢	平均経 験年数
計	人 289	円 301,718	歳月 39.04	年月 16.11
1	35	196,203	26.00	4.04
2	83	250,722	32.07	10.03
3	79	308,803	39.08	16.09
4	64	373,036	49.00	26.06
5	28	401,775	52.09	30.08

(参考)

再任用職員給料表	
級	職員数
計	人 196
1	60
2	23
3	72
4	11
5	27
6	3
7	—
8	—
9	—

特定任期付職員給料表	
号	職員数
計	人 1
1	—
2	—
3	1
4	—
5	—
6	—
7	—

(注) 再任用職員数は短時間勤務職員も含む。

第3表 職員の扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数	該当職員数			
	うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である子 を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者	
1 人	331 人	154 人	146 人	31 人
2 人	351 人	166 人	344 人	9 人
3 人	288 人	241 人	285 人	3 人
4 人	71 人	64 人	71 人	4 人
5 人	4 人	4 人	4 人	—
6 人	1 人	1 人	1 人	1 人
計	1,046 人	630 人	851 人	48 人

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.0人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,013円（平均扶養親族数は2.1人）である。

第4表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数
受 給 者	2,027 人
交通機関等のみを利用する者	239 人
交通用具のみを使用する者	1,679 人
交通機関等と交通用具を併用する者	109 人
交通機関等の利用者 1人当たり平均手当月額	14,080 円
交通用具の使用者 1人当たり平均手当月額	4,445 円

2 民間給与関係

令和3年 職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、本市の職員の給与等を検討するため、令和3年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院、和歌山県人事委員会、大阪府人事委員会、兵庫県人事委員会、広島県人事委員会、特別区人事委員会

(3) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所 102事業所

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により9層に層化し、これらの層から62事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所数は、第5表(19頁)のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

③ 調査実人員

初任給関係196人（一般行政職に相当する調査実人員159人）、初任給関係以外の調査職種3,365人。（一般行政職に相当する調査実人員2,991人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は8,693人であり、うち、一般行政職に相当するものは7,205人である。）

④ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第5表 産業別、規模別調査事業所数

規模 産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人 ～499人	200人 ～299人	100人 ～199人	50人 ～99人	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	事業所 54	事業所 5	事業所 4	事業所 6	事業所 15	事業所 24	事業所 22	事業所 23	事業所 9
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	6	—	—	—	1	5	2	3	1
製造業	17	4	1	1	8	3	6	9	2
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	13	1	1	3	4	4	8	3	2
卸売業、小売業	3	—	1	—	1	1	2	—	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	2	—	—	—	1	1	—	1	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	13	—	1	2	—	10	4	7	2

(注) 1 上記のほか、調査不能の事務所が8事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第6表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,876 円
配偶者と子1人	19,694 円
配偶者と子2人	25,245 円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級(非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
53.0	47.0	49.5	50.5	48.9	51.1

第8表 民間における定年の取扱い

定年制がある	60歳		60歳を超える		定年制がない
	%	%	%	%	
100.0	77.6	22.4	0.0		

(注) 職種、役職により異なる定年年齢を定めている場合は、最も多くの従業員に適用されている定年年齢としている。

第9表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務手当を支給しない		在宅勤務を実施していない
	%	%	%	%	
46.6	(16.9)	(83.1)	53.4		

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
31.9 %	68.1 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事務所を100とした割合である。

第10表 職種別、学歴別、規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	213,921		223,076	204,056	※196,979
	短大卒	193,293		192,467	※204,102	※185,383
	高校卒	172,980		172,204	※172,030	※180,063
新卒事務員	大学卒	193,190		※206,280	186,224	※188,700
	短大卒	※180,896		※192,800	※171,000	※175,000
	高校卒	※168,836		※173,300	※165,000	—
新卒技術者	大学卒	224,825		227,638	221,888	※205,258
	短大卒	194,149		192,457	※210,896	※195,766
	高校卒	173,250		172,161	※174,146	※180,063

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

3 大卒者の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。

4 「※」印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

第11表 職種別、学歴別民間給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きま って支 給 する 給与 (A)	う ち時 間外 手当 (B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事	支 店 長	5	56.7	671,193	47	671,146
	大 学 卒	3	56.4	610,133	0	610,133
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	2	57.0	771,252	125	771,127
	中 学 卒	—	—	—	—	—
務	工 場 長	1	*	*	*	*
	大 学 卒	—	—	—	—	—
	短 大 卒	1	*	*	*	*
	高 校 卒	—	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—	—
・	事 務 部 長	104	53.5	586,963	1,399	585,564
	大 学 卒	77	53.2	595,261	451	594,810
	短 大 卒	10	54.4	526,652	2,891	523,761
	高 校 卒	17	54.4	585,452	4,876	580,576
	中 学 卒	—	—	—	—	—
技	技 術 部 長	74	54.0	663,563	3,159	660,404
	大 学 卒	57	53.8	700,146	1,634	698,512
	短 大 卒	8	54.7	595,076	2,875	592,201
	高 校 卒	9	54.5	522,008	11,799	510,209
	中 学 卒	—	—	—	—	—
術	事 務 部 次 長	33	52.2	513,547	149	513,398
	大 学 卒	25	51.3	513,967	8	513,959
	短 大 卒	4	54.1	521,633	0	521,633
	高 校 卒	4	56.3	502,342	1,203	501,139
	中 学 卒	—	—	—	—	—
関	技 術 部 次 長	28	52.7	515,696	18,573	497,123
	大 学 卒	14	52.4	538,534	7,958	530,576
	短 大 卒	2	53.5	550,301	14,195	536,106
	高 校 卒	12	52.9	485,974	30,628	455,346
	中 学 卒	—	—	—	—	—
係	事 務 課 長	228	50.5	503,387	4,704	498,683
	大 学 卒	149	49.1	495,842	4,532	491,310
	短 大 卒	18	52.5	484,065	3,133	480,932
	高 校 卒	61	53.2	527,076	5,584	521,492
	中 学 卒	—	—	—	—	—
職	技 術 課 長	152	51.1	568,886	7,633	561,253
	大 学 卒	96	50.6	601,767	3,974	597,793
	短 大 卒	17	52.3	594,295	1,050	593,245
	高 校 卒	38	51.6	477,751	19,074	458,677
	中 学 卒	1	*	*	*	*

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、「*」としている。(以下本表において同じ)

備	考
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
同	上
{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	
同	上
{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
同	上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事	事務課長代理	199	48.0	442,744	16,510	426,234
	大 学 卒	150	47.4	446,365	18,243	428,122
	短 大 卒	12	48.9	456,086	29,685	426,401
	高 校 卒	37	50.0	424,361	6,041	418,320
	中 学 卒	—	—	—	—	—
務	技術課長代理	123	41.0	489,883	69,443	420,440
	大 学 卒	97	40.3	493,156	70,031	423,125
	短 大 卒	16	48.9	494,547	77,725	416,822
	高 校 卒	10	46.8	410,108	44,314	365,794
	中 学 卒	—	—	—	—	—
・	事務係長	183	47.2	457,578	44,450	413,128
	大 学 卒	95	44.5	432,224	43,798	388,426
	短 大 卒	17	47.1	415,508	38,638	376,870
	高 校 卒	70	50.9	503,698	47,486	456,212
	中 学 卒	1	*	*	*	*
技	技術係長	162	47.0	490,829	46,055	444,774
	大 学 卒	82	42.9	467,457	38,959	428,498
	短 大 卒	22	51.4	503,734	37,213	466,521
	高 校 卒	55	51.1	516,689	57,111	459,578
	中 学 卒	3	52.2	612,943	144,477	468,466
術	事務主任	187	44.5	372,184	35,868	336,316
	大 学 卒	106	42.1	348,833	25,950	322,883
	短 大 卒	28	47.8	430,253	50,332	379,921
	高 校 卒	53	48.5	402,417	52,947	349,470
	中 学 卒	—	—	—	—	—
関	技術主任	142	45.2	514,336	101,474	412,862
	大 学 卒	70	43.1	510,805	100,063	410,742
	短 大 卒	30	46.0	519,944	102,331	417,613
	高 校 卒	41	47.8	515,613	103,235	412,378
	中 学 卒	1	*	*	*	*
係	事務係員	744	37.4	308,145	30,498	277,647
	大 学 卒	369	32.4	296,928	29,124	267,804
	短 大 卒	145	40.1	322,345	36,106	286,239
	高 校 卒	230	43.4	316,406	28,868	287,538
	中 学 卒	—	—	—	—	—
職	技術係員	626	34.0	360,047	65,330	294,717
	大 学 卒	254	33.8	348,932	59,787	289,145
	短 大 卒	106	34.0	391,752	80,146	311,606
	高 校 卒	265	34.1	351,936	61,714	290,222
	中 学 卒	1	*	*	*	*
種	事務係員	626	34.0	360,047	65,330	294,717
	大 学 卒	254	33.8	348,932	59,787	289,145
	短 大 卒	106	34.0	391,752	80,146	311,606
	高 校 卒	265	34.1	351,936	61,714	290,222
	中 学 卒	1	*	*	*	*

備	考
<p> { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間） </p>	
同	上
<p>係の長及び係長級専門職</p>	
同	上
<p> { 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間） </p>	
同	上

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	56.7	671,193	47	671,146	行 政 職 9 級
	大 学 卒	3	56.4	610,133	0	610,133	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	57.0	771,252	125	771,127	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	1	*	*	*	*	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	—
事 務 部 長	63	54.0	657,863	1,163	656,700	同 上	
大 学 卒	46	53.9	675,389	33	675,356		
短 大 卒	4	54.3	604,150	0	604,150		
高 校 卒	13	54.5	613,029	5,442	607,587		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	58	54.2	704,754	967	703,787	同 上	
大 学 卒	51	54.1	712,568	575	711,993		
短 大 卒	4	54.3	655,743	5,869	649,874		
高 校 卒	3	56.1	648,540	572	647,968		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	13	52.8	660,190	0	660,190	同 上	
大 学 卒	10	52.3	655,389	0	655,389		
短 大 卒	2	52.4	702,555	0	702,555		
高 校 卒	1	*	*	*	*		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 次 長	10	53.5	624,703	0	624,703	同 上	
大 学 卒	7	52.9	603,542	0	603,542		
短 大 卒	1	*	*	*	*		
高 校 卒	2	55.5	706,512	0	706,512		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 課 長	156	50.9	544,819	4,239	540,580	7 級、8 級	
大 学 卒	105	49.6	533,879	4,749	529,130		
短 大 卒	9	52.6	567,515	873	566,642		
高 校 卒	42	53.6	565,941	3,743	562,198		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 課 長	112	51.2	606,817	1,964	604,853	同 上	
大 学 卒	84	50.4	610,741	1,596	609,145		
短 大 卒	12	52.7	616,963	116	616,847		
高 校 卒	15	53.9	570,819	5,386	565,433		
中 学 卒	1	*	*	*	*		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
事 務	事務課長代理	149	48.3	457,969	18,789	439,180	行 政 職 5 級、6 級
	大 学 卒	119	47.8	460,606	20,640	439,966	
	短 大 卒	6	48.5	506,974	44,400	462,574	
	高 校 卒	24	50.1	437,319	5,759	431,560	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術課長代理	109	40.7	491,200	72,350	418,850	同 上
	大 学 卒	92	40.1	492,517	71,414	421,103	
	短 大 卒	14	48.9	482,117	86,373	395,744	
	高 校 卒	3	45.8	431,281	80,593	350,688	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 係	事務係長	142	47.6	479,420	51,948	427,472	3 級、4 級
	大 学 卒	69	44.0	445,883	55,572	390,311	
	短 大 卒	12	48.2	445,722	35,127	410,595	
	高 校 卒	61	51.4	523,010	51,263	471,747	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 係	技術係長	122	47.3	507,759	42,803	464,956	同 上
	大 学 卒	63	42.6	479,033	33,019	446,014	
	短 大 卒	17	53.0	515,731	32,894	482,837	
	高 校 卒	39	52.2	546,983	58,824	488,159	
	中 学 卒	3	52.2	612,943	144,477	468,466	
事 務 主 任	事務主任	146	44.8	381,306	37,409	343,897	2 級 (一部は 3 級、4 級)
	大 学 卒	82	42.3	352,811	24,817	327,994	
	短 大 卒	20	49.1	470,121	63,863	406,258	
	高 校 卒	44	48.8	414,951	56,663	358,288	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 主 任	技術主任	120	45.2	528,858	104,461	424,397	同 上
	大 学 卒	59	42.6	524,836	103,928	420,908	
	短 大 卒	25	46.7	541,866	107,260	434,606	
	高 校 卒	35	47.8	525,292	103,432	421,860	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
事 務 係 員	事務係員	482	38.2	325,615	35,914	289,701	1 級
	大 学 卒	216	32.5	310,974	35,120	275,854	
	短 大 卒	101	40.6	348,268	44,545	303,723	
	高 校 卒	165	44.0	329,564	31,141	298,423	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 係 員	技術係員	473	33.6	367,299	68,361	298,938	同 上
	大 学 卒	172	33.1	356,127	63,278	292,849	
	短 大 卒	78	34.2	401,328	82,883	318,445	
	高 校 卒	222	33.7	357,387	64,254	293,133	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
		人	歳	円	円	円	
事	支 店 長	—	—	—	—	—	行 政 職 7 級、8 級
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
務	工 場 長	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
・	事 務 部 長	31	52.3	502,596	2,387	500,209	同 上
	大 学 卒	23	52.0	505,047	1,407	503,640	
	短 大 卒	5	53.5	483,755	5,666	478,089	
	高 校 卒	3	52.4	516,400	4,518	511,882	
技	技 術 部 長	11	54.1	552,962	0	552,962	同 上
	大 学 卒	4	55.0	646,464	0	646,464	
	短 大 卒	3	53.8	552,807	0	552,807	
	高 校 卒	4	53.5	467,890	0	467,890	
術	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	事 務 部 次 長	8	52.4	455,732	641	455,091	
	大 学 卒	6	52.0	469,123	36	469,087	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
関	高 校 卒	2	53.5	414,650	2,500	412,150	同 上
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	10	50.9	469,634	6,982	462,652	
	大 学 卒	4	48.6	487,274	0	487,274	
係	短 大 卒	1	*	*	*	*	同 上
	高 校 卒	5	52.3	447,898	8,517	439,381	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長	52	49.2	422,177	8,179	413,998	
大 学 卒	30	47.2	426,683	6,341	420,342		
短 大 卒	7	51.3	388,553	7,084	381,469		
高 校 卒	15	52.2	429,568	12,410	417,158		
種	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	技 術 課 長	30	51.3	479,705	7,543	472,162	
	大 学 卒	10	52.3	552,817	1,806	551,011	
	短 大 卒	5	51.1	528,403	3,768	524,635	
職	高 校 卒	15	50.6	418,909	12,300	406,609	同 上
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
事 務	事務課長代理	29	43.9	348,268	2,043	346,225	行 政 職 4 級
	大 学 卒	18	41.4	321,633	2,798	318,835	
	短 大 卒	2	45.6	433,450	4,513	428,937	
	高 校 卒	9	48.6	381,979	0	381,979	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術課長代理	13	47.7	477,899	13,622	464,277	同 上
	大 学 卒	5	47.0	523,329	4,778	518,551	
	短 大 卒	2	48.5	596,200	7,000	589,200	
	高 校 卒	6	48.1	411,303	22,240	389,063	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 係	事務係長	22	46.8	381,693	31,339	350,354	3 級
	大 学 卒	10	45.7	394,775	34,708	360,067	
	短 大 卒	3	47.2	322,945	40,761	282,184	
	高 校 卒	8	48.4	381,673	27,537	354,136	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術 係	技術係長	38	45.1	424,264	61,801	362,463	同 上
	大 学 卒	19	44.4	413,821	66,483	347,338	
	短 大 卒	5	42.9	437,721	60,974	376,747	
	高 校 卒	14	47.0	434,191	55,493	378,698	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 係	事務主任	29	46.0	331,818	20,884	310,934	2 級 (一部は 3 級)
	大 学 卒	15	43.8	349,254	28,644	320,610	
	短 大 卒	6	48.4	308,102	3,922	304,180	
	高 校 卒	8	48.6	316,119	18,838	297,281	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 係	技術主任	22	45.6	397,188	77,382	319,806	同 上
	大 学 卒	11	46.6	409,381	72,125	337,256	
	短 大 卒	5	40.3	324,818	58,454	266,364	
	高 校 卒	6	47.9	430,018	101,492	328,526	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 係	事務係員	178	36.3	263,758	16,504	247,254	1 級
	大 学 卒	87	33.1	266,238	16,166	250,072	
	短 大 卒	37	37.2	235,469	7,618	227,851	
	高 校 卒	54	40.9	280,237	23,546	256,691	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 係	技術係員	130	37.2	306,024	42,839	263,185	同 上
	大 学 卒	78	36.3	320,165	46,781	273,384	
	短 大 卒	25	31.5	290,475	53,514	236,961	
	高 校 卒	27	44.0	282,507	24,368	258,139	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
事	支 店 長	—	—	—	—	—	行 政 職 6 級、7 級
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
務	工 場 長	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
・	事 務 部 長	10	54.3	461,605	0	461,605	同 上
	大 学 卒	8	53.3	459,450	0	459,450	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
技	技 術 部 長	5	51.9	503,893	27,722	476,171	同 上
	大 学 卒	2	46.5	547,698	24,000	523,698	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	54.0	457,839	45,000	412,839	
術	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	事 務 部 次 長	12	51.7	422,418	0	422,418	
	大 学 卒	9	50.1	417,817	0	417,817	
	短 大 卒	2	55.5	376,700	0	376,700	
関	高 校 卒	1	*	*	*	*	同 上
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	8	53.8	460,647	48,389	412,258	
	大 学 卒	3	55.8	483,019	30,743	452,276	
係	短 大 卒	—	—	—	—	—	同 上
	高 校 卒	5	52.5	447,223	58,977	388,246	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長	20	50.4	412,368	379	411,989	
大 学 卒	14	49.3	388,267	139	388,128		
短 大 卒	2	55.5	452,867	0	452,867		
高 校 卒	4	51.8	476,473	1,408	475,065		
種	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	技 術 課 長	10	49.4	424,766	61,334	363,432	
	大 学 卒	2	50.0	484,210	94,720	389,490	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
職	高 校 卒	8	49.3	409,904	52,988	356,916	同 上
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
事 務	事務課長代理	21	49.7	397,607	10,119	387,488	行 政 職 4 級
	大 学 卒	13	48.8	403,058	4,609	398,449	
	短 大 卒	4	51.0	389,633	18,250	371,383	
	高 校 卒	4	51.5	387,863	19,899	367,964	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術課長代理	1	*	*	*	*	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
事 務 ・ 技 術	事務係長	19	45.5	404,265	13,535	390,730	3 級
	大 学 卒	16	45.9	406,530	9,502	397,028	
	短 大 卒	2	42.0	390,295	52,568	337,727	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術係長	2	51.0	337,265	30,029	307,236	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	51.0	337,265	30,029	307,236	
事 務 ・ 技 術	事務主任	12	36.2	307,755	41,341	266,414	2 級 (一部は 3 級)
	大 学 卒	9	37.3	295,316	37,255	258,061	
	短 大 卒	2	35.0	370,949	42,549	328,400	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術主任	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
事 務 ・ 技 術	事務係員	84	33.5	269,276	18,858	250,418	1 級
	大 学 卒	66	31.3	278,523	21,115	257,408	
	短 大 卒	7	43.5	239,320	10,126	229,194	
	高 校 卒	11	41.9	226,129	9,225	216,904	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技術係員	23	33.1	306,330	42,336	263,994	同 上
	大 学 卒	4	40.0	338,029	35,607	302,422	
	短 大 卒	3	40.5	348,090	48,520	299,570	
	高 校 卒	16	30.0	290,575	42,858	247,717	
中 学 卒	—	—	—	—	—		

その2 その他の職種
企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)
技能・ 労務 関係 職種		人	歳	円	円	円
	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	1	*	*	*	*
	守衛員	59	40.8	400,339	87,831	312,508
	用 務 員	—	—	—	—	—
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	5	54.5	645,050	0	645,050
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	8	48.1	600,756	504	600,252
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	12	48.3	462,538	1,115	461,423
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	4	31.0	370,556	1,213	369,343
	運 航 士	—	—	—	—	—
	甲 板 長 ・ 操 機 長	2	49.0	476,099	0	476,099
	甲 板 手 ・ 操 機 手	10	36.2	374,428	0	374,428
	甲 板 員 ・ 機 関 員	7	28.4	290,887	0	290,887
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 長 授	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 准 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 講 師	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 助 教	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 校 長	1	*	*	*	*
高 等 学 校 教 頭	2	57.5	698,810	0	698,810	
高 等 学 校 教 諭	27	51.6	541,305	1,320	539,985	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	4	56.0	854,745	0	854,745
	研 究 部 (課) 長	32	50.2	649,617	517	649,100
	研 究 室 (係) 長	43	48.7	601,161	4,250	596,911
	主 任 研 究 員	58	45.1	557,424	34,447	522,977
	研 究 員	98	30.8	411,856	82,731	329,125
	研 究 補 助 員	1	*	*	*	*

備	考
<p>電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。</p>	
<p>構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 〔下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）</p>	

3 労働経済指標関係

第12表 労働経済指標

項 目		年 月					
		令和2年 4 月	5 月	6 月	7 月		
賃 金 ・ 労 働 時 間	全 国	きま つ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)	金 額 (千円)	295.7	287.2	290.9	292.7
			前年同月比 (%)	△1.3	△2.6	△2.2	△1.3
		所 定 内 給 与	金 額 (千円)	272.9	268.6	272.2	272.2
			前年同月比 (%)	△0.1	△0.3	△0.1	0.2
	総 実 労 働 時 間 数 (調 査 産 業 計)	時 間 数 (時間)	143.8	126.9	141.3	145.8	
		所 定 外 労 働 時 間 数	時 間 数 (時間)	10.5	8.6	9.3	10.3
	和 歌 山 県	きま つ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)	金 額 (千円)	252.4	246.3	246.4	252.9
			前年同月比 (%)	△3.1	△2.6	△3.3	0.1
		所 定 内 給 与	金 額 (千円)	232.5	229.7	229.8	234.7
			前年同月比 (%)	△1.8	△0.2	△1.1	1.7
総 実 労 働 時 間 数 (調 査 産 業 計)		時 間 数 (時間)	144.6	130.0	136.8	143.4	
		所 定 外 労 働 時 間 数	時 間 数 (時間)	10.5	8.5	9.1	9.6
生 計 費	消 費 支 出	全 国 (全 世 帯)	金 額 (千円)	267.9	252.0	273.7	266.9
		前年同月比 (%)	△11.0	△16.2	△1.1	△7.3	
		全 国 (勤 労 者 世 帯)	金 額 (千円)	303.6	280.9	298.4	288.6
		前年同月比 (%)	△9.9	△15.5	△3.3	△10.1	
	和 歌 山 市 (全 世 帯)	金 額 (千円)	254.3	211.2	238.3	243.3	
		前年同月比 (%)	14.2	△22.3	11.3	8.3	
	和 歌 山 市 (勤 労 者 世 帯)	金 額 (千円)	347.3	232.1	286.6	250.9	
		前年同月比 (%)	36.2	△3.0	19.2	0.4	
物 価	消 費 者 物 価 指 数 (総 務 省)	全 国	前年同月比 (%)	0.1	0.1	0.1	0.3
		和 歌 山 市	前年同月比 (%)	0.0	△0.3	△0.3	△0.1
	国 内 企 業 物 価 指 数 (全 国・日 本 銀 行)	前年同月比 (%)	△2.5	△2.7	△1.6	△1.0	
そ の 他	常 用 雇 用 指 数 (調 査 産 業 計・厚 生 労 働 省)	前年同月比 (%)	0.8	0.2	0.2	0.2	
	完 全 失 業 率 (総 務 省)	全 国 (%)	2.6	2.8	2.8	2.9	
		近 畿 (%)	3.1	2.9	3.1	3.2	
	有 効 求 人 倍 率 (厚 生 労 働 省)	全 国 (倍)	1.30	1.18	1.12	1.09	
		和 歌 山 職 業 安 定 所 管 内	(倍)	0.94	0.87	0.88	0.91
実 質 国 内 総 生 産 (内 閣 府)	前 期 比 (%)	△ 8.1					

- (注) 1 「毎月勤労統計調査」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」の前年同月比については、平成27年基準である。
 2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」については、全国は季節調整値、近畿及び和歌山職業安定所管内は原数値である。
 3 「実質国内総生産」については、平成23暦年連鎖価格である。
 4 「毎月勤労統計調査」については、再集計値である。

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和3年 1 月	2 月	3 月	4 月
291.1	292.9	296.3	294.2	295.0	293.0	292.8	297.3	300.3
△1.6	△1.0	△0.7	△1.2	△0.7	0.0	△0.3	1.1	1.6
269.9	271.7	273.8	271.1	271.9	270.0	269.9	273.7	275.9
△0.4	0.0	0.3	△0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1
133.7	140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4
9.9	10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1
251.6	252.0	255.0	253.2	257.0	261.0	259.0	259.6	265.2
△0.4	△0.4	0.3	△1.3	0.0	1.8	1.9	2.4	5.1
234.5	235.0	236.6	234.7	237.1	240.7	238.5	238.9	245.1
1.9	0.5	2.0	0.6	1.4	2.5	2.5	3.3	5.4
138.8	141.2	143.4	143.2	141.8	138.8	139.6	143.8	152.8
9.4	9.2	9.2	9.6	10.5	10.2	10.0	10.5	10.8
276.4	269.9	283.5	278.7	315.0	267.8	252.5	309.8	301.0
△6.7	△10.2	1.4	0.0	△2.0	△6.8	△7.1	6.0	12.4
304.5	304.2	312.3	305.4	333.8	297.6	280.8	344.1	338.6
△6.5	△7.7	2.3	0.5	△3.4	△4.8	△7.4	6.7	11.5
235.5	253.7	271.9	229.6	244.8	227.2	233.9	210.1	244.5
3.0	4.3	2.7	△9.5	△15.9	△6.5	△3.0	△24.7	△3.9
282.1	268.8	355.5	240.9	269.6	245.5	281.6	228.9	261.5
24.6	△4.9	19.3	3.1	△6.7	△11.0	△5.9	△39.6	△24.7
0.2	0.0	△0.4	△0.9	△1.2	△0.6	△0.4	△0.2	△0.4
0.5	0.4	0.4	△0.2	△0.1	0.4	0.5	0.7	0.1
△0.6	△0.8	△2.1	△2.3	△2.0	△1.5	△0.6	1.2	3.9
0.2	△0.1	△0.1	△0.1	△0.3	△0.3	△0.4	△0.2	△0.3
3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8
3.2	3.3	3.3	2.9	3.1	3.2	3.2	2.9	3.3
1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09
0.86	0.82	0.79	0.82	0.86	0.87	0.91	0.93	0.87
5.3			2.8			△ 1.0		

4 生計費関係

第13表 費目別、世帯人員別標準生計費（和歌山市）

（令和3年4月）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	26,084	41,808	48,829	55,850	62,871
住居関係費	30,590	37,247	32,073	26,902	21,731
被服・履物費	4,057	4,564	5,716	6,869	8,023
雑費Ⅰ	19,110	41,255	51,136	61,017	70,911
雑費Ⅱ	8,239	24,271	23,736	23,202	22,663
計	88,080	149,145	161,490	173,840	186,199

（注）1 2～5人世帯については、総務省の「家計調査」（勤労者世帯）における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月10日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告及び勧告をするとともに、公務員人事管理について報告を行い、あわせて、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

それらの内容の骨子は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月〔公務の支給月数 4.45月〕

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の醸成を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第 23 条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則 2 回まで（現行：原則 1 回まで）取得可能とする

この原則 2 回までとは別に、子の出生後 8 週間以内に育児休業を 2 回まで（現行：1 回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後 8 週間以内の育児休業について請求期限を 2 週間前まで（現行：1 月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1 年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年 5 日、頻繁な通院を要する場合は 5 日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が 1 歳に達する日まで（現行：産後 8 週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1 年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6 月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後 8 週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2 (1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2 (2)ア、ウ②・③）：令和 4 年 1 月 1 日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2 (1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和 4 年 4 月 1 日

